

京都市交通局管理規程第3号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年5月20日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 公聴会，審議会，裁判等に講師，裁判員，裁判員候補者，補充裁判員，選任
予定裁判員，証人，参考人等として出席する場合

附 則

(施行期日)

この規程は，平成21年5月21日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)